

新型コロナウイルス感染症対策に係る 営業時間短縮要請

要請内容

長崎市において午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業(午後7時以降の酒類の提供)を行わないよう要請します。

要請期間 令和3年4月28日(水)～5月11日(火)

対象地域 長崎市

対象施設 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている
飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの)

【対象施設の具体例】

居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、
ライブハウス、カラオケボックス等

※次の施設は対象外

宅配・テイクアウトサービス専門店、スーパーやコンビニのイート
インスペース、自動販売機コーナー、飲食スペースを有さないキッ
チンカー等

時短要請協力金

上記要請期間の全期間(4月28日～5月11日)で営業時間の
短縮に協力いただいた店舗を対象に、協力金を支給します。

※支給金額

・店舗の事業規模(売上高)に応じ、1店舗あたり35～105万円 など

※以下の店舗は、協力金の支給対象外です。

- ・従来の営業時間が午後8時までの店舗
- ・今回の要請前に既に廃業(または長期間休業)している店舗

◎申請方法や申請受付期間など詳細については、5月上旬を
目途に県ホームページへ掲載予定です。

相談窓口

電話:095-895-2618

受付時間:9時00分～17時45分
土日祝日含む ※4月25日開設